

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年10月3日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800056号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800048号

第1 結論

昭和44年8月1日から昭和52年9月1日までの請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和44年8月1日から昭和52年9月1日まで

請求期間の全ての期間ではないと思うが、私が事業主のA社をB市に設立し、C社D出張所の隣で、同社が行うゴルフ場建設工事に係る仕事を行っていた。A社の設立や厚生年金保険を含む社会保険関係の手続などは全て県の労務協会に任せていたが、当時の厚生年金保険の記録がない。年金記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の商業登記簿謄本により、請求者は昭和50年4月21日に設立された同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、請求者から提出されたC社交付の安全講習修了証並びに同社E支店の回答及び担当者の陳述により、期間の特定はできないものの、請求者は、同社D出張所が行うゴルフ場建設工事等に従事していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び日本年金機構から提出された事業所名簿検索結果によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、事業主であった請求者は、請求期間当時の資料がない旨回答及び陳述していることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できる資料がない。

また、事業主であった請求者は、A社の厚生年金保険の手続などは県の労務協会に任せていた旨回答及び陳述しているところ、F労務協会から提出された加入申込書等によると、請求期間において、社会保険事務所関係事務は委託されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除につ

いて確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。